

今回の特集 : 24条工事 縦断用側溝が横断用に!?

■24条工事とは?

24条工事とは、道路管理者以外の者が道路管理者に道路法24条工事施行承認申請書を提出し承認を得て行う道路に関する工事又は維持のことをいいます。一般的に「道路の乗り入れ申請」というのは24条工事のことをいいます。24条工事では出来上がった施設は道路であり、一般の人達の自由使用の対象になるものですから、占用と違ってその部分には何等の権利関係も生じません。工事又は維持に要する費用は承認を受けた者が負担し、工事によって道路敷に設けた施設等は道路管理者に引き継ぐものです。

■どんな工事があるのか?

- ①道路から民地への乗り入れ工事
- ②法面埋め立て工事
- ③ガードレールの撤去工事
- ④現道への取付け工事
- ⑤排水路の取付け工事

コンビニの出入口
工事の例



縦断用の側溝とは：道路の脇に設置するものであり、車両が横断走行する道路の一部分としての使用に耐える性能はありません。構造計算上でもT-25の車両が縦断方向に側溝と平行に走行し、一時退避の場合に低速で側溝の上を通過する事が設計条件です。

推奨仕様 E-3
落ちふた式U形側溝

E-3.1 概要
車道用側溝(3種)については、使用条件として車両が側溝上又は側溝に隣接して走行することはまれで、走行することがあっても一時待避などで低速で走行することを想定し、形状・寸法及び配筋の標準を規定している。したがって、側溝上を車両が頻りに走行することが想定される用途に、この規格を適用することは不適切である。

E-3.2 種類
側溝の種類は、用途によって、推奨仕様 E-3 表1のとおり区分する。

推奨仕様 E-3 表1-側溝の種類

種類	用途	
	略号	
1種	1	主として歩道に設置するもの
3種	3	車両(後輪一輪50kN以下)が隣接して走行することはまれで、走行することがあっても一時退避などで低速で走行するような場所に、車道に平行して設置するもの

JIS A 5372

道路用側溝の使用方法には限定条件があります!

縦断用側溝と横断用側溝はまったく別の商品です。
24条工事では横断用側溝に変更する必要があります。

■どんな危険があるのか?

今ある縦断用側溝をそのままにして、大型車の出入口に使用した場合、側溝が破損する可能性があります。

側溝は、道路に並行して設置される「縦断用」と車両が側溝の上を横断することを目的に設置される「横断用」と大きく区分されます。「縦断用」と「横断用」とではその構造が大きく違うため、「横断用」を「縦断用」として使用することはできませんが、その逆に「縦断用」を「横断用」として使用することはできません。車両の荷重に対する性能と耐久性がもともと異なるため、そのまま間違った使用を続けると、ひび割れの原因となり、場合によっては破壊に至ることもあります。

店舗出入口で、側溝やふたが損傷を受けている事例

大型車が駐車可能なコンビニの出入口にある側溝は、損傷を受けている例がかなり見られます。利用する車両が乗用車程度の場合は側溝の損傷は軽微な場合が多いようです。

道路の横断や常時側溝の上を大型車が走行する場合は、カルバートなどの暗渠や、固定グレーチングの横断専用側溝に交換して使用するのが正しい使いかたです。



前田製管株式会社

URL: <http://www.maeta.co.jp/>

本社 : 〒998-8611 山形県酒田市上本町 6-7 TEL 0234-23-5111 FAX 0234-24-7002
 開発営業部(仙台) : 〒980-0011 仙台市青葉区上杉 3-9-4 TEL 022-263-2620 FAX 022-214-8071
 開発営業部(東京) : 〒135-0042 東京都江東区木場 5-11-17 TEL 03-5621-6473 FAX 03-5621-6455
 工場: 北海道/十和田/青森/秋田/角館/水沢/雫石/山元/宮城/本社/天童/東根/米沢/郡山/宇都宮/栃木
 支店: 北海道/青森/岩手/仙台/福島/秋田/山形/酒田/新潟/栃木/茨城/埼玉/千葉/東京